

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十三条の二、第十三条の五（略）</p> <p>第十三条の六 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合</p> <p>二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合</p>	<p>第十三条の二、第十三条の五（略）</p>

第十三条の七 令第四十条の九第一項及び第二項

(同条第三項において準用する場合を含む。)

の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

一 文書の交付

二 磁気ディスクの交付、フлакシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、その方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの

第十三条の八 令第四十条の九第一項(同条第三

項において準用する場合を含む。)の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び

住所（法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地）

二 毒物又は劇物の別

三 毒物又は劇物の名称並びに成分及びその含
量

四 応急措置

五 火災時の措置

六 漏出時の措置

七 取扱い及び保管上の注意

八 暴露の防止及び保護のための措置

九 物理的及び化学的性質

十 安定性及び反応性

十一 毒性に関する情報

十二 廃棄上の注意

十三 輸送上の注意

第十三条の九
(略)

第十三条の六
(略)